

管理職の先生もお読みください。

子育て世代の先生方、お子さんの世話で休まざるを得ない場合、特別休暇が認められます

服校期間中の 服務について要望書提出

全滋賀教組は、県教委に対して「新型コロナウィルス対策における教職員の服務に関する要望書」を提出しました（1ページ参照）。

要望書では、休校のために子どもたちの世話をする教職員や感染もしくは濃厚接触の可能性が出てきた場合の勤務対応として特休や職免など特別な措置を講じることを求めたものです（下の囲み参照）。

現場の子育て世代の教職員からは不安の声が寄せられていました。

子どもの世話をする 教職員には特休を認める

県教委は2日、「新型コロナウィルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取り扱いについて（通知）」を県立学校長及び市町教委教育長に通知しました。通知では、休校中に出勤が著しく困難な教職員は特別休暇を取ることができるとしています。対象となるのは、正規職員・臨時的任用職員・非常勤職員です。特別休暇を取得できるのは以下

の3点です。

- ①職員が新型コロナウィルスに感染した場合
- ②職員またはその親族に発熱等の風邪症状が発症した場合
- ③休校措置により職員が子の世話をを行うために勤務しない場合（子の年齢に条件はありません）

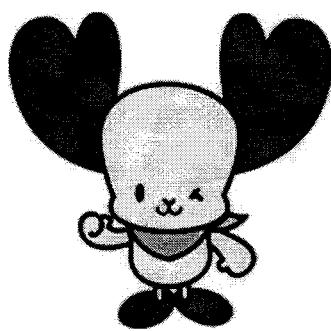
新型コロナウィルス対策における教職員の服務に関する要望書

2. 休校措置に関わる教職員の勤務について

教職員が養育する幼児児童生徒が通う保育園・学校等が休園・休校となった場合、年次有給休暇で対応するのではなく、教職員の特別休暇や在宅勤務、職務専念義務免除を認める等、緊急の措置を講ずること。

3. 家族に感染者が出た場合・濃厚接触者となった場合の服務について

家族に感染者が出た場合、また、濃厚接触者として特定された場合等の服務の取扱いについては、年休等の取得を強制せず、特別休暇や在宅勤務、職務専念義務免除の扱いとすること。



ただし、非常勤職員については、6ヶ月以上の継続勤務と週3日以上の勤務または1年間の勤務日が121日以上という条件があります。このどちらかに該当すれば、正規職員等と同じように特休を取得することができます。

この特別休暇は、「滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」第20条第3号「交通機関の事故その他の不可抗力の事故」が適用され、期間は「その都度必要と認める期間」とされています。

特休は時間単位でも取得できます。不明な点は全滋賀教組にお問い合わせください。

全滋賀教組は、これからも現場の先生方の声を聞き取り、改善に向けて取り組んでいきます。